

二国間協定に基づく英語の医師国家試験における実地試験の省略について

- 平成27年3月19日に開催された第13回国家戦略特別区域諮問会議において「臨床修練を行った外国医師について、国家戦略特区においては、二国間協定に基づく英語の医師国家試験において実地試験を省略し、筆記のみによる試験とする」こととされた。
 - 実地試験は、外国医師が日本において外国人に対して診療に従事する上で、必要な臨床の知識及び技能について確認する目的で実施している。
 - 実地試験を省略すると、こうした臨床の知識及び技能が確認できなくなることから、実地試験に代えて、臨床修練指導医から、当該者にこうした臨床の知識及び技能があることを示す意見書を提出していただくことを考えている。
- ※ 今後、当WGでの御意見を踏まえ、医道審議会医師分科会に諮る予定。